

本川水系本川の特定都市河川指定に向けて 流域自治体への意見聴取を実施します ～中国地方初となる指定手続きに着手～

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、竹原市を流れる二級河川本川水系本川の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。
- 流域治水関連法は、流域治水に係る9つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)は、その中核をなすものです。
- 法改正により特定都市河川の指定要件が緩和されたことから、平成30年7月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を特定都市河川に指定し、流域治水を強力に推進していきます。
- この度、中国地方では初となる本川水系本川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第9項の規定に基づき、当該河川の流域に係る竹原市長と下水道管理者への意見聴取の手続きを開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

- 別紙1 「流域治水」の本格的実践に向けて本川を特定都市河川に指定します
- 別紙2 二級河川本川水系本川の概要



「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定します



流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

流域治水では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の大雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた検討を進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の
加速化

雨水流出の
増加を抑制

流域の貯留・
浸透機能の向上

水害リスクを
踏まえた
土地利用

水害に強いまちへ

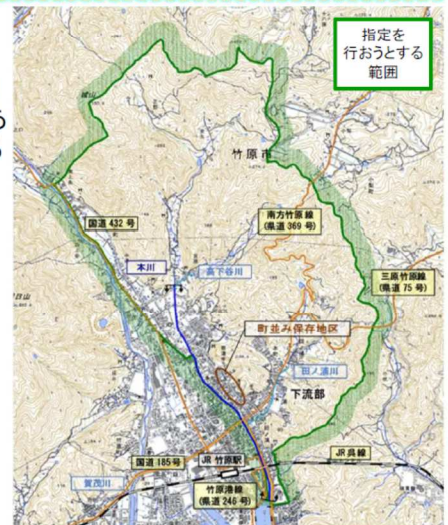
流域内の次のような行為について広島県の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。



- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可(対策)が必要となります
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置き場等にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。



本川水系本川の概要

- 河川区間: 県管理区間全川(0k000~2k300)
- 流域面積: 約6.8km²(竹原市)

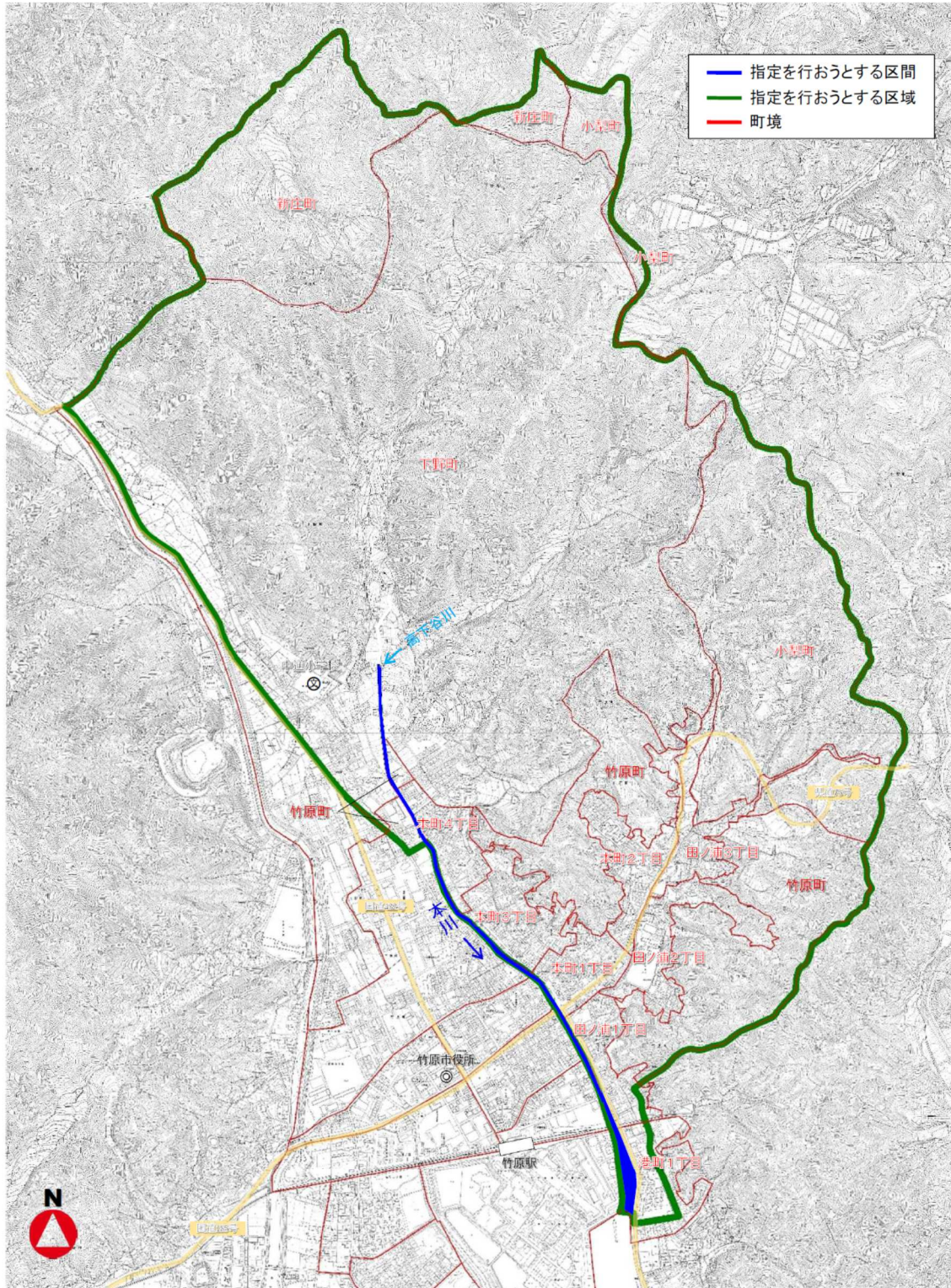


表 指定を行おうとする区間

河川名	区 間	
	上流端	下流端
本川	左岸：竹原市下野町字西宮原 3563-3 地先 右岸：竹原市下野町字西宮原 3566-1 地先	河口

表 指定を行おうとする区域

河川名	区 域
本川	広島県竹原市 小梨町(一部), 下野町(一部), 新庄町(一部), 竹原町(一部), 田ノ浦一丁目(一部), 田ノ浦二~三丁目(全城), 本町一~四丁目(全城), 港町一丁目(一部)